

改正後

改正前

第七条の三 (略)

2・3 (略)

4 事業者は、特例緊急作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該特例緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、当該特例緊急作業に係る特例緊急被ばく限度を超えるないようにする必要があり、及び当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める必要がある旨を周知させなければならない。

(間接撮影時の措置)

第十二条 事業者は、特定エックス線装置を用いて間接撮影を行うときは、次の措置を講じなければならない。ただし、エックス線の照射中に間接撮影の作業に従事する労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることがないように遮へいされた構造の特定エックス線装置を使用する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 医療用(医師、歯科医師、診療放射線技師又は獣医師が管理するものであって、医療又は獣医療の用その他臨床研究、治験、医療従事者若しくは獣医療従事者の養成若しくは教育訓練又は死因究明等の用をいう。以下同じ。)の胸部集検用間接撮影エックス線装置及び医療用以外(以下「工業用等」という。)の特定エックス線装置については、受像器の一次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から十センチメートルの距離における自由空気カーマ(次号において「空気カーマ」という。)(が一回の照射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。

三 医療用の胸部集検用間接撮影エックス線装置及び工業用等の

第七条の三 (略)

2・3 (略)

4 事業者は、特例緊急作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該特例緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、当該特例緊急作業に係る特例緊急被ばく限度を超えるないようにする必要があり、及び当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める必要がある旨を周知させなければならない。

(間接撮影時の措置)

第十二条 事業者は、特定エックス線装置を用いて間接撮影を行うときは、次の措置を講じなければならない。ただし、エックス線の照射中に間接撮影の作業に従事する労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることがないように遮へいされた構造の特定エックス線装置を使用する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 胸部集検用間接撮影エックス線装置及び医療用以外(以下「工業用等」という。)の特定エックス線装置については、受像器の一次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から十センチメートルの距離における自由空気カーマ(次号において「空気カーマ」という。)(が一回の照射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。

三 胸部集検用間接撮影エックス線装置及び工業用等の特定エッ

特定エックス線装置については、被照射体の周囲には、箱状の遮へい物を設け、その遮へい物から十センチメートルの距離における空気カーマが一回の照射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。

(エックス線作業主任者の職務)

第四十七条 事業者は、エックス線作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 五 (略)

六 第十七条第一項の措置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること。

七 照射開始前及び照射中、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。

八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように、作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。

(ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務)

第五十二条の三 事業者は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 三 (略)

四 照射開始前及び照射中に、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。

五 (略)

六 第十七条第一項の措置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること。

七 十三 (略)

十四 前各号に掲げるもののほか、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように、作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。

クス線装置については、被照射体の周囲には、箱状の遮へい物を設け、その遮へい物から十センチメートルの距離における空気カーマが一回の照射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。

(エックス線作業主任者の職務)

第四十七条 事業者は、エックス線作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 五 (略)

六 (新設) 照射開始前及び照射中、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。

七 (略)

(新設)

(ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務)

第五十二条の三 事業者は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 三 (略)

四 照射開始前及び照射中に、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。

五 (略)

(新設)

六 十二 (略)

(新設)

(エックス線装置等を取り扱う業務に係る特別の教育)

第五十二条の五 事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務（装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除く。以下この条において同じ。）に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一 エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識

二 エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識

2
(略)

三・四 (略)

(透過写真撮影業務に係る特別の教育)

第五十二条の五 事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一 透過写真の撮影の作業の方法

二 エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法

2
(略)

三・四 (略)